



# 令和8年度全国安全週間 実施要綱等について

令和8年度 全国安全週間 研修会

郡山労働基準監督署  
安全衛生課長 千葉 光平



安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け

## 第14次労働災害防止計画

# 計画の目標

- 全体
  - 重点事項のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも**死亡災害**については**5%以上の減少**
  - **死傷災害**については、**増加傾向に歯止め**をかけ**2027年までに減少**
- 主な重点事項

アウトプット指標	アウトカム指標
<b>労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</b>	
転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
<b>高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</b>	
「エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
<b>労働者の健康確保対策の推進</b>	
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

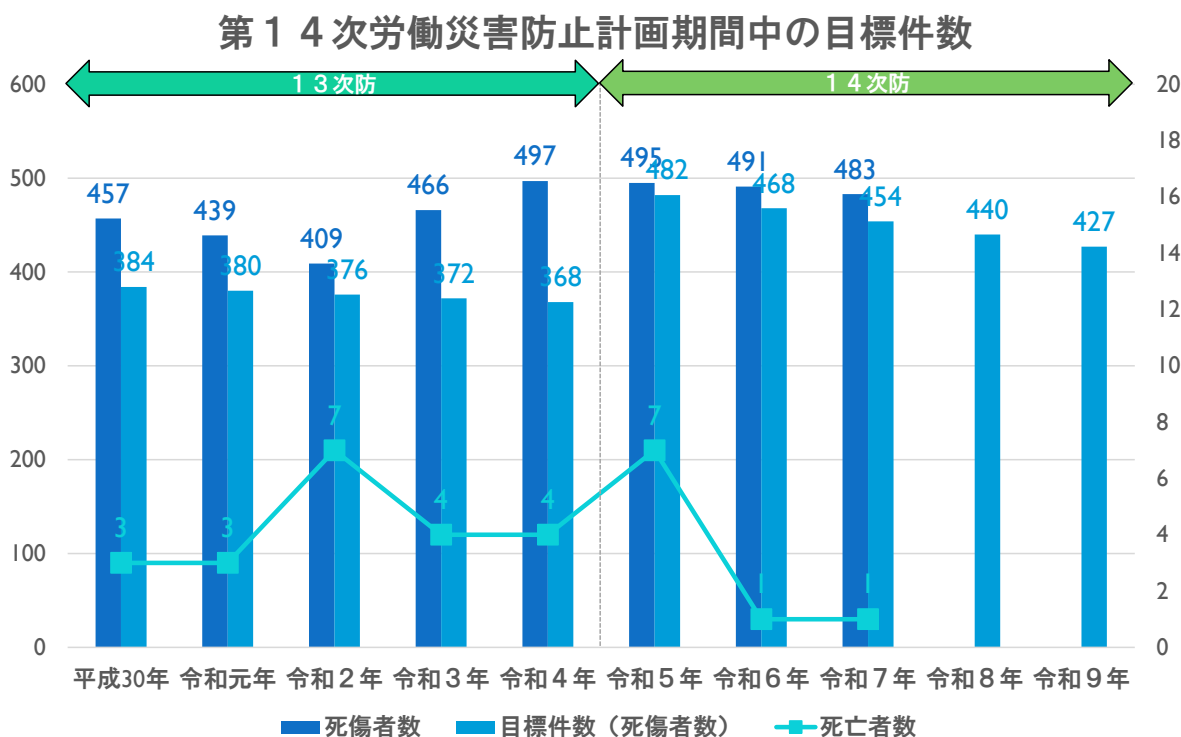
3

# 郡山労働基準監督署 第14次労働災害防止計画

- 目標
  - 死傷災害
    - ① **増加傾向に歯止め**をかける。
    - ② 署として各前年の**3%程度の減少**を目標とする。
    - ③ **最終年度では13次防期間の初年より減少**することを期待する。
  - 死亡災害
    - ① 署として13次防期間中に21件発生していることから、**14次防期間中はそこから5%以上減少させ19件以下**を目標とする。
    - ② **最終年度では13次防期間の初年3件以下**となることを期待する。

4

# 令和7年（中間年度）までの結果



5

## 令和7年結果

- 死傷災害件数は483件で、令和6年の491件から8件**減少**し、死傷災害件数の増加に**歯止めがかかりつつある**。しかし、**減少率は1.6%にとどまり、前年比3%減少は達成できなかった**。
- 死亡災害は運輸交通業のトラックの交通事故により1件発生した**。製造業における「はさまれ・巻き込まれ」、建設業における「墜落・転落」による死亡災害は発生していない。

6

郡山署管内令和7年確定値及び令和8年4月末速報値

## 労働災害発生状況

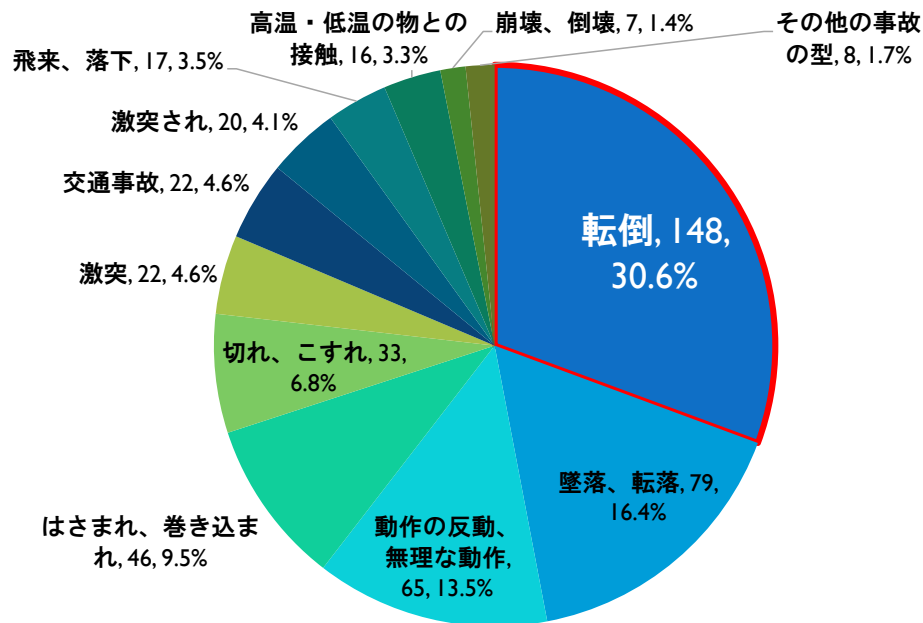
7

### 令和7年 郡山署管内 労働災害発生状況（確定）

業種	令和7年			令和6年			対前年比	
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	1	482	483	1	490	491	-8	-1.6%
01 製造業	0	104	104	0	105	105	-1	-1.0%
02 鉱業	0	1	1	0	1	1	0	0.0%
03 建設業	0	53	53	0	62	62	-9	-14.5%
04 運輸交通業	1	72	73	0	94	94	-21	-22.3%
05 貨物取扱業	0	2	2	0	8	8	-6	-75.0%
06 農林業	0	12	12	0	5	5	7	140.0%
07 畜産・水産業	0	7	7	0	4	4	3	75.0%
08～17 その他の事業計	0	231	231	1	211	212	19	9.0%

# 令和7年 郡山署管内 事故の型別労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値

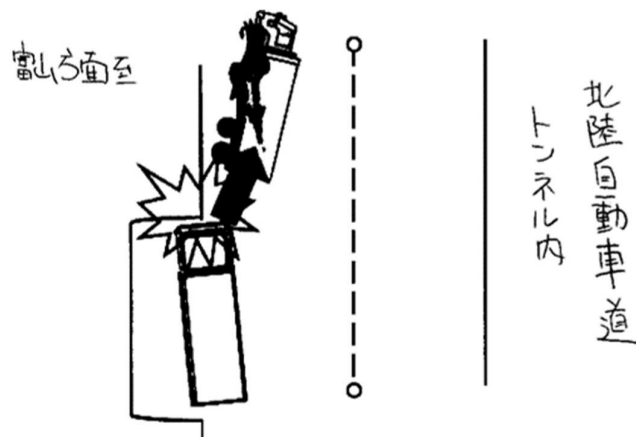


- ・ 「転倒」が最も多く、労働災害全体の3割以上を占める。
- ・ 次いで、「墜落、転落」が約2割、「動作の反動、無理な動作」、「はさまれ、巻き込まれ」が約1割程度。

9

## 令和7年の死亡災害

発生月	業種	被災者	事故の型	発生状況
8月	一般貨物自動車運送業	40代男	交通事故（道路）	大型トレーラーの運転中、追い越し車線から走行車線に入った際にトンネル左側の壁に衝突、横転して出火した。



10

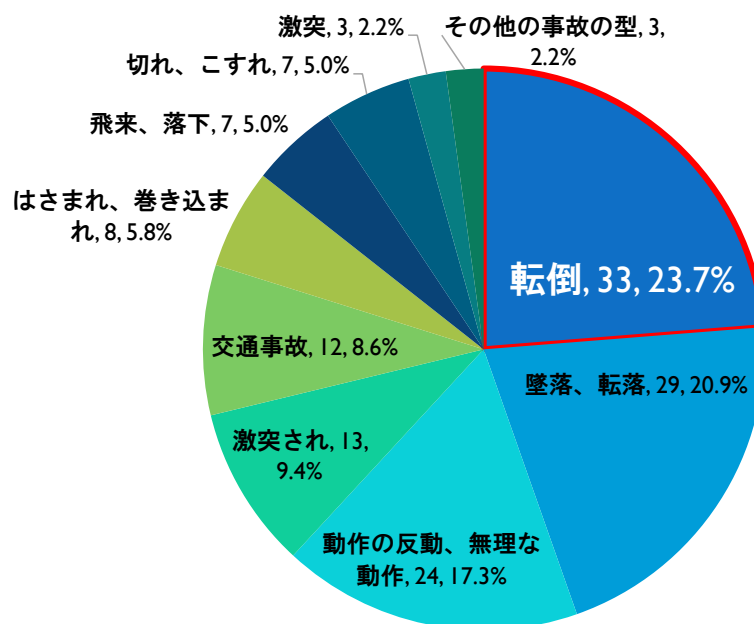
# 令和8年 郡山署管内 労働災害発生状況（4月末）

業種	令和8年			令和7年			対前年比	
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	0	139	139	0	158	158	-19	-12.0%
01 製造業	0	24	24	0	36	36	-12	-33.3%
02 鉱業	0	0	0	0	1	1	-1	-100.0%
03 建設業	0	19	19	0	22	22	-3	-13.6%
04 運輸交通業	0	31	31	0	19	19	12	63.2%
05 貨物取扱業	0	0	0	0	2	2	-2	-100.0%
06 農林業	0	0	0	0	2	2	-2	-100.0%
07 畜産・水産業	0	2	2	0	3	3	-1	-33.3%
08～17 その他の事業計	0	63	63	0	73	73	-10	-13.7%

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値 11

# 令和8年 郡山署管内 事故の型別労働災害発生状況

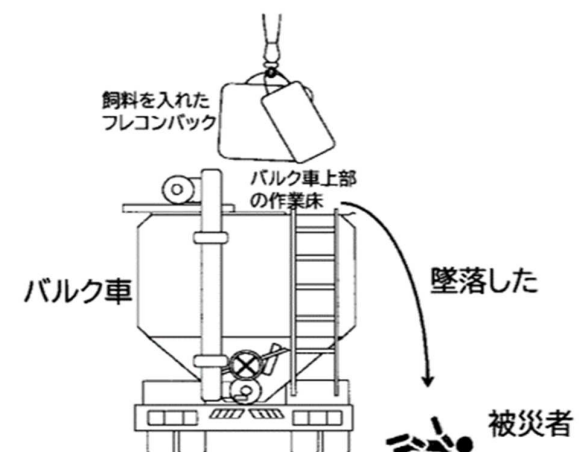
※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値



- ・ 「**転倒**」が最も多く、労働災害全体の約1/4を占める。
- ・ 次いで、「**墜落、転落**」、「**動作の反動、無理な動作**」が約2割程度、「**激突され**」、「**交通事故**」が約1割程度。

# 令和8年の死亡災害

発生月	業種	被災者	事故の型	発生状況
5月	一般貨物自動車運送業	60代男	墜落、転落	飼料を入れたフレコンバックを吊り上げ、手すりのない作業床に上がり、車両上部のタンクの蓋を開けて飼料を投入していた際、コンクリート製の地面に墜落し、頭部外傷により死亡したもの。（現認者なしのため推定）



13

～多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場～

## 令和8年度 全国安全週間実施要綱

14

# 1 趣旨

- 全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

参考) 過去のスローガン

第1回(昭和3年度)

「一致協力して怪我や病気を追拂ひませう」

第34回(昭和36年度)

「作業設備をととのえて 職場の安全をはかろう」

第62回(平成元年度)

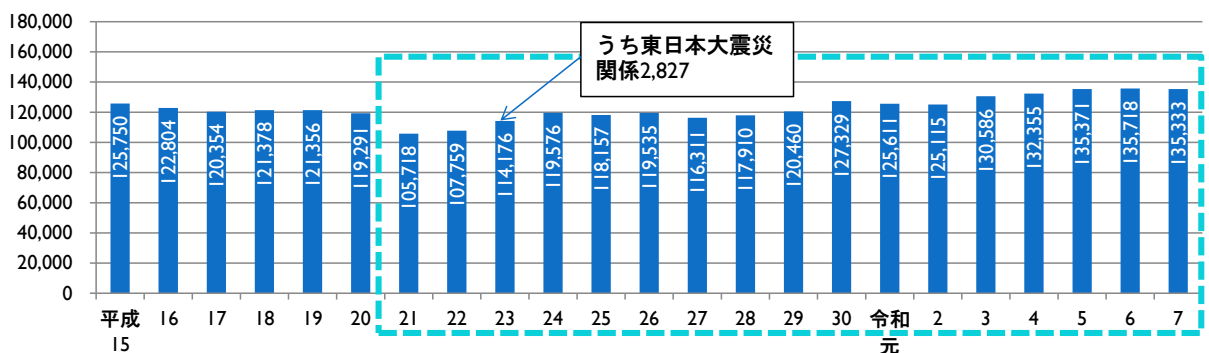
「決意新たに みんなで築こう災害ゼロの明るい職場を！」

15

# 1 趣旨

- 労働災害は長期的に減少している
- 近年は、死亡災害については減少傾向にある
- 一方で、
  - 休業4日以上死傷災害は、平成21年以降、増加傾向が継続している
  - 転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加を続けており、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況
- 第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、引き続き労使一丸となった取組が求められる

全産業における休業4日以上死傷者数の推移



※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値

16

# 1 趣旨

- スローガン

「多様な人材 全員参加  
みんなで育てる安全職場」

# 2 期間

本週間：7月 1日～7月 7日

準備期間：6月 1日～6月30日

17

# 9 実施者が準備期間中及び 全国安全週間に実施する事項

- 安全文化の醸成のため、次の事項を実施する
  1. 経営トップの所信表明を通じた意思統一、安全意識の高揚
  2. 安全パトロールによる職場の総点検
  3. 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、資料の配布等、HP等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  4. 家族への文書送付、職場見学等の実施による協力の呼びかけ
  5. 緊急時の措置に係る訓練
  6. 「安全の日」等の設定の他、ふさわしい行事

18

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 1. 安全衛生活動の推進

#### ① 安全衛生管理体制の確立

- ・年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- ・経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ・安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

19

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 1. 安全衛生活動の推進

#### ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ・経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ・就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ・災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ・労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ・安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施

20

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 1. 安全衛生活動の推進

#### ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ・ 職場巡視、4S活動、KY活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### ④ リスクアセスメントの実施

- ・ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・ SDS等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

21

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 1. 安全衛生活動の推進

#### ⑤ その他の取組

- ・ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ・ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

22

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 2. 業種の特성에応じた労働災害防止対策

- ① **小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
  - ・ 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - ・ 安全衛生方針の作成、周知
  - ・ 職場巡視、4S活動、KY活動、ヒヤリハット事例の共有等の安全活動の充実・活性化
  - ・ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
  - ・ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

23

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 2. 業種の特性に依じた労働災害防止対策

- ② **陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
  - ・ 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
  - ・ 荷主等の管理施設における荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置
  - ・ 荷崩れ防止対策
  - ・ フォークリフト使用時の労働災害防止対策
  - ・ トラックの逸走防止措置
  - ・ トラック後退時の後方確認、立入制限

24

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 2. 業種の特성에応じた労働災害防止対策

#### ③ 建設業における労働災害防止対策

- ・ 一般的事項
  - ・ 墜落・転落防止対策、フルハーネス型墜落制止用器具
  - ・ 足場の点検、本足場の原則使用、手すり先行工法
  - ・ 職長等に対する安全衛生教育
  - ・ 統括安全衛生管理・指導
  - ・ 請負契約における安全衛生経費の確保
  - ・ 輻輳工事における施工計画・作業計画の作成等
  - ・ 工事エリア別協議組織の設置
- ・ 肌落ちガイドラインに基づく対策
- ・ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

25

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 2. 業種の特性に依じた労働災害防止対策

#### ④ 製造業における労働災害防止対策

- ・ 覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策
- ・ 機能安全を活用した機械設備安全対策
- ・ 十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理
- ・ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ・ 自主的なリスクアセスメントの実施
- ・ 機械製造者による残留リスク情報の提供

#### ⑤ 林業の労働災害防止対策

- ・ 保護具、保護衣等の着用・適切な作業方法
- ・ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

26

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 3. 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - ・ 段差等、凍結防止措置、照度、手すり、滑り止め、転倒リスクの可視化、運動プログラムの導入及びスポーツの習慣化の推進、骨粗しょう症健診、腰痛予防対策指針
- ② 高年齢労働者に対する労働災害防止対策
  - ・ リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施

27

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 3. 業種横断的な労働災害防止対策

- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - ・ 外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
  - ・ 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
  - ・ 特定自主検査対象機械に対する確実な検査、特定自主検査基準に基づく検査の徹底、検査者に対する能力向上教育

28

## 10 実施者が継続的に実施する事項

### 3. 業種横断的な労働災害防止対策

#### ⑥ 交通労働災害防止対策

- ・ 適正な労働時間・走行管理、安全衛生教育、交通安全意識の啓発、乗務開始前の点呼

#### ⑦ 熱中症予防対策

- ・ 改正安衛則に基づく措置義務の徹底、ガイドラインに基づく対策の実施、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間(7月)

#### ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

- ・ 労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置、安全衛生経費の確保等の配慮、業務上の災害を防止するための各種取組を円滑に実施するための配慮

29

働く人の安全と健康こそ企業の業績  
認定制度を活用しましょう！



安全衛生優良企業は労働者の  
安全や健康を守る企業の証です

詳しくは、「厚生労働省 職場のあんぜんサイト」へ  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html)

30